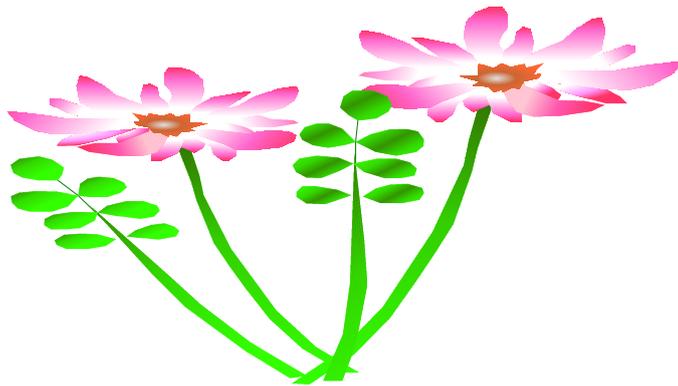


# 交通事故の被害者と その家族のために

～ 支えます あなたの笑顔戻るまで ～



このリーフレットは、

- 皆様が利用できる保険や救済制度にはどのようなものがあるのか。
- 捜査や裁判が、どのように進み、犯人はどのような手続きで処罰されるのか。
- 皆様にどのようなことをお願いすることになるのか。

などについてお知らせし、わずかでも皆様の手助けになればとの思いから作成したものです。

分からないことや心配など遠慮なくご相談ください。

【担当捜査員】

愛知県

警察署（隊）

氏名

電話 

—

—

（内線

）

# 警察による被害者支援

交通事故が発生して間がない、精神的に動揺されている被害者やその家族の方に、警察職員が付き添うなどして、交通事故の捜査状況の説明や今後の不安についての相談を受けるなどの活動を行っております。

## 交通事故相談窓口

### 【警察署及び関係機関等の相談窓口】

相談窓口	電話番号
最寄りの警察署相談窓口又は交通課	各警察署の電話番号
愛知県県民相談・情報センター	052-962-5100
名古屋市民相談室	052-972-3162
日弁連交通事故相談センター	0570-078325
損害保険相談そんぼADRセンター	0570-022808
交通事故紛争処理センター	052-581-9491

※「中央県民生活プラザ」は「中央県民相談・情報センター」に名称変更

### 【カウンセリングについて】

相談窓口	電話番号
被害者サポートセンターあいち	052-232-7830
愛知県精神保健福祉センター	052-962-5377

### 【警察総合相談電話（各種の警察相談の受付）】

相談窓口	電話番号
愛知県警察本部住民相談室	#9110（プッシュホン）

### お願い

被害者のご家族の方には、捜査のため次のようなお願いをすることがありますので是非ともご協力をお願いします。

#### 【事情聴取】

捜査員が事故状況等について、被害者やご家族から事情をうかがいます。

#### 【証拠品提出】

被害者の着衣や所持品などは、被害を裏付ける証拠品として提出していただくことがあります。

#### 【実況見分の立会い】

事件によっては、事故現場での状況説明に立ち会っていただく場合があります。

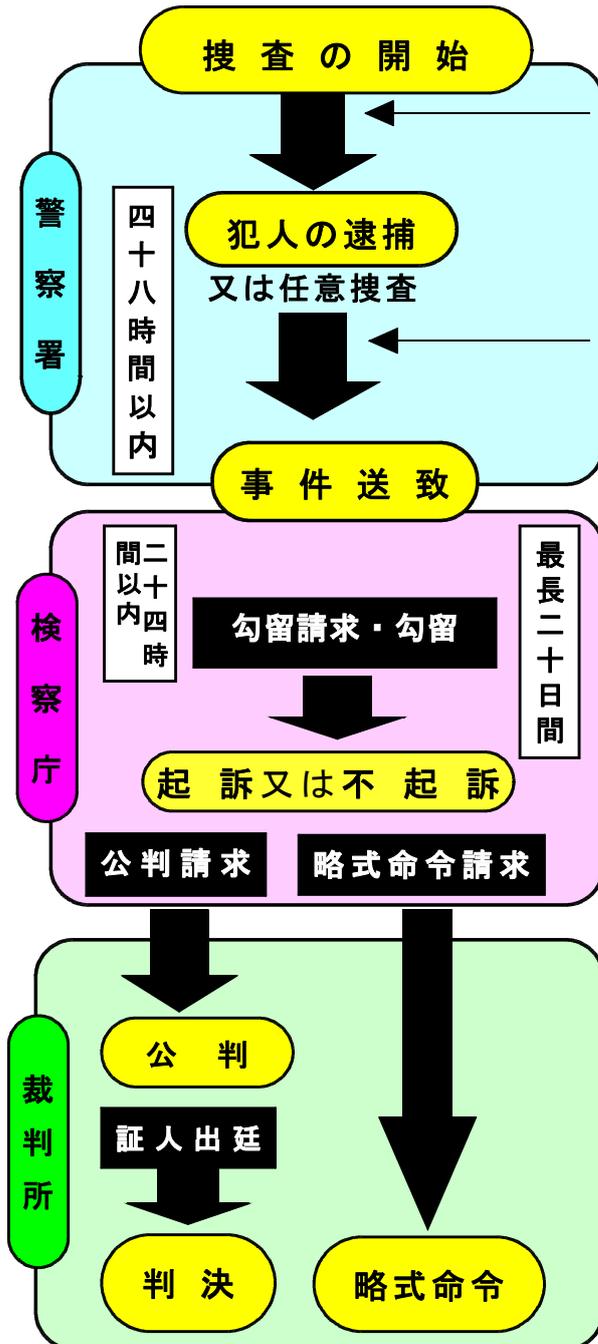
# 刑事手続きについて

交通事故の成人に対する刑事手続きは、おおむね次のようになっています。



交通事故の発生

警察への届け出・110番通報  
事情聴取（調書作成）  
実況見分立会い



証拠品の提出  
《捜査とは》  
犯人を捕まえ、証拠を収集して  
事実を明らかにし、事件を解決  
するために行う活動をいいます。

被疑者の確認等  
事情聴取（調書の作成）  
実況見分の立会い  
証拠品の確認等

検察官の事情聴取（調書作成）

《勾留》  
警察から送致を受けた検察官が、  
その後も継続して被疑者の身柄を  
拘束する必要があると認める場合  
には、裁判所に対して勾留請求  
を行います。

《起訴・不起訴》  
検察官は、一定の期間内に犯人を  
裁判にかけるかどうかの決定を行  
い、裁判にかける場合を起訴、か  
けない場合を不起訴と言います。

《公判と略式命令》  
通常公開の法廷での裁判を公判と  
いい、書面審理により罰金等を命  
じる裁判を略式裁判と言います。

犯人が起訴され、公判が開かれる  
と決定後、審理が行われ、判決が  
下されます。

※ 犯人が少年（20歳未満）のときは少年審判手続きなどによる場合  
があり、これらの手続きとは違いがあります。

# 事故の相手方は誰？ その処分はどうなるの？

警察では、被害者や家族(遺族)の方の疑問に少しでもお応えするため、次のような情報を可能な限り提供させていただくことにしております。

- 1 事故の相手方に関すること  
住所、氏名、年齢等
- 2 事故の相手方の処分に関すること
  - 逮捕、釈放の有無
  - 送致先検察庁
  - 起訴、不起訴の処分結果
  - 起訴された裁判所

### 3 その他

事故の相手が少年の場合は、おおむね上記に準じた情報提供を行いますが、内容などに若干の違いがあります。



被害者やご家族(遺族)の方の中には、事故のことを思い出したくないので知らせたくないという方もおられると思いますので、その場合には、捜査員にお話ください。

今回の交通事故を担当する連絡担当員(捜査員)名や連絡先(電話番号)については、表紙の下欄に記載しております。

# 保険請求の手続は どうすればいいの？

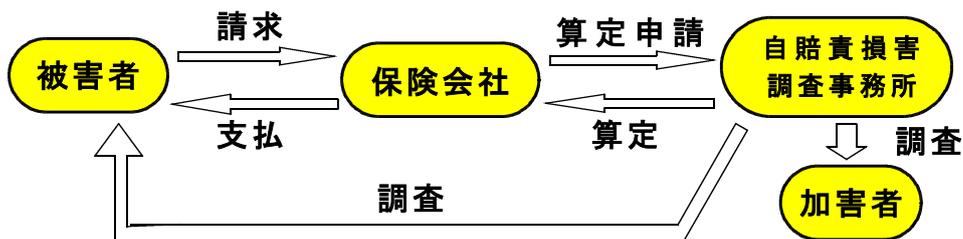
損害賠償請求は、民事訴訟法等に基づく手続きですので、警察は直接関与できませんが、交通事故の補償には、自賠責保険(自賠責共済)と任意保険の制度があります。

## 1 自賠責保険(自賠責共済)

被害者の保護を図る目的で、自動車の所有者等に加入が義務づけられている保険です。

### (1) 被害者請求

被害者や家族の方から、直接、事故の相手方(加害者)の自動車について契約している自賠責保険会社に対して損害賠償額の支払いを請求することができます。



### (2) 加害者請求

損害賠償を支払った自動車の所有者や運転者が契約先(加害者側)自賠責保険に対して、損害賠償額の支払いを請求します。

### (3) 自賠責保険の損害賠償法定限度額

- 死亡・・・3,000万円
- 後遺障害・・・75万円～4,000万円
- 傷害・・・120万円
- ※ 物損に対する補償はありません。

## 2 任意保険(任意共済)

自賠責保険(自賠責共済)で補いきれない損害を補償する保険で、自賠責保険と同様に加害者側が契約している損害保険会社等に対して被害者側から請求することができます。

# 福祉・税法上の救済制度

## 1 援助救済制度

### (1) 官公庁が行うもの

対 象	内 容
「母子家庭」	児童扶養手当（市役所・役場等） 母子福祉基金（福祉事務所）
生活に困っている方	困窮の程度に応じて生活扶助、教育扶助、医療扶助等の必要な保護を受けられる。

### (2) 各種の援助・救済機関が行うもの

名 称	内 容
独立行政法人 自動車事故対策機構	ア 生活保護を受けている交通遺児等に中学校卒業までの無利子貸付け イ 随時又は常時介護が必要な方への介護料の支給 ウ 重度後遺障害者専門の療護センターを設置、運営
(公財)交通遺児等育成基金 (年金方式による育成給付金の支給)	16歳未満の交通遺児が受け取る損害賠償金等から拠出金を払い込むことで同基金に加入し、拠出金に国や民間協力団体の援助金を加えて運用し、19歳に達するまで育英給付金の支給を受ける。
(公財)交通遺児育英会	交通遺児に対する奨学金の貸与 対象は高校生以上の交通遺児

## 2 税法上の救済制度

(所得控除が認められる場合があります。税務署へお尋ねください。)

名 称	内 容
医療費控除	医療費から、支給を受けた保険金等を減じた金額
障害者控除	一人につき27万円が控除 (重度障害がある場合は40万円)
寡婦(夫)控除	死別した妻(夫)に原則として27万円